

役員等報酬規程

社会福祉法人 福岡白百合会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人 福岡白百合会（以下、「当法人」という）の役員（理事・監事）および評議員の役員等報酬及び役員等賞与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の役員（理事・監事）及び評議員全てに適用する。

(勤務)

第3条 理事、監事及び評議員は、理事会および業務監査、運営監査その他法人業務に必要な場合に勤務するものとする。

(職務内容)

第4条 理事長の職務内容については、当法人の『理事長専決規程』によるものとする。
その他、理事、監事及び評議員の職務内容については、当法人の『定款』の規定によるものとする。

第2章 役員等報酬

(報酬の額)

第5条 役員等報酬の額は、次のとおりとする。

1. 役員等報酬総額

- ・理事・・・900万円（全員総額）
- ・監事・・・100万円（全員総額）
- ・評議員・・・別に定める通り（「定款」）

なお、上記報酬額については、源泉所得税控除後の額とする。

2. 役員等報酬の額

- 1) 非常勤理事長手当 ①月額 300,000円（出勤日数 15日以上／月）
②月額 180,000円（出勤日数 9～14日／月）
③月額 80,000円（出勤日数 1～8日／月）

支給時期・・・当月末締め当月払いとする。

- 2) 非常勤役員等手当（理事、監事、評議員） 10,000円／日

なお、上記報酬額については、源泉所得税控除後の額とする。

理事長はその勤務形態により、非常勤理事長手当か非常勤役員手当のうちの一方を選択して受給することができ、常勤の場合は非常勤手当に準ずる。また、非常勤理事長手当については、月に1回のみの支給とする。

3) 非常勤会長手当 非常勤理事長手当と同額支給、なお、会長理事が理事の役職を外れた後も、非常勤会長手当は同額支給とする。

なお、理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

支給時期・・・非常勤理事長手当に準ずる。

3. 旅費

| 職名 | 宿泊費 (円) | 手当 (円) | 運賃 | 車賃(円) (日額旅費) |
|-----------------|------------|-----------|---|-----------------|
| 法人役員 (理事・監事) | 25,000 | 10,000 | ・鉄道－普通又は特急グリーン車 ・航空－200キロ以上で利用可能場合 ・船舶－上級 | 3,000 |
| 評議員 | 20,000 | | | |

※但し、理事が、評議員を兼務している場合において、理事会及び評議員会が同一日に同一又は近隣会場で行われる時、その日当支給額については、重複して支給しないこととする。

1) 海外出張

広く見聞をひろめ広い視野を持つことが施設の運営上望ましいと考えられるところから法人役員、評議員に対して、その海外研修又は海外視察旅行の実費の一部又は全部を当法人が支給することができる。

この場合における費用は原則として、本部会計より支出するものとし、対象となる役員等、その費用支出額及び支出の時期等については、施設長又は理事長において決定するものとする。この場合は原則として日当は支払わない。

但し、この条文は施設会計より支出することが可能な場合は施設会計より支出することを妨げない。

(報酬の支払日)

第6条 役員報酬は、原則として役員の出勤した日（理事会開催日等）に支払うこととする。

(支払い方法)

第7条 役員報酬は、通貨でその全額を直接本人に支払う。ただし、本人の同意を得た場合には、本人が指定する銀行その他金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込むことができる。

(報酬の控除)

第8条 法令で定められたものは毎月の役員報酬から控除する。

第3章 役員賞与

(賞与の区分)

第9条 役員賞与は原則として毎年2回、次のとおり支払う。

夏期賞与・・・7月

冬期賞与・・・12月

- 2 事業成績の著しい低下、その他やむを得ない理由があるときは支給時期を変更または賞与を支給しないこともある。

(賞与の額)

第10条 夏季賞与については20,000円、冬季賞与については20,000円支給することとする。
なお、賞与の額については、源泉所得税控除後の額とする。

(賞与の支払)

第11条 役員賞与は、原則として職員の賞与支払月と同月に支払う。

(支払い方法)

第12条 本規程第7条に準じて取り扱う。

付 則

(規程の改定)

第1条 この規程を改定するときには、理事会の議決をもって行う。

(規程の実施)

第2条 この役員報酬規程は平成18年12月9日より実施する。

平成20年5月27日 一部改正
平成26年12月6日 一部改正
平成28年3月19日 一部改正
平成29年5月27日 一部改正
平成29年12月2日 一部改正
平成30年5月26日 一部改正
平成30年12月1日 一部改正
平成31年3月16日 一部改正
令和元年6月22日 一部改正